

求人票【地域小規模児童養護施設 旭の家／空の家】（令和9年4月採用新卒対象）

ふりがな 法人名	しゃかいふくしほうじん びふかいくせいえん 社会福祉法人 美深育成園	法人本部 所在地	〒098-2214 北海道中川郡美深町字敷島283番地 [TEL/FAX] : 01656-2-1554
代表者	理事長 長野 正稔	URL	https://bifukaikuseien.hjk.ne.jp/
運営事業所	・ 児童養護施設 美深育成園	・ 地域小規模児童養護施設 星の家（稚内市）	
	・ 地域小規模児童養護施設 旭の家（東川町）	・ 地域小規模児童養護施設 空の家（東川町）	
	・ 美深子ども家庭支援センター	・ 児童自立生活援助事業所 サポートびふか	

勤務地	勤務地：	東川地域小規模児童養護施設 旭の家 または 空の家		
	住所：	[旭の家] 〒071-1423 上川郡東川町東町3丁目6-17	Tel:	0166-74-6150
		[空の家] 〒071-1404 上川郡東川町西4号北16番地	Tel:	0166-74-5169
シフト	A) 05:00～14:00	B) 08:00～17:00	雇用形態	正職員（試用期間3ヶ月、雇用条件同じ）
	C) 13:00～22:00 + 22:00～05:00（宿直）		休日	週休形態 : 4週8休 年間休日 : 112日（リフレッシュ休暇8日含） 有給休暇 : 10日（以降、法定付与に従う）
	D) 12:00～21:00	E) 10:00～19:00	必要資格	・ 保育士資格、または児童指導員任用資格 ・ 普通自動車運転免許（AT限定可）
	F) 07:00～16:00	G) 06:00～15:00	採用予定	1～2名
	※上記 A)～G)の組合せ（1日8時間勤務） ※宿直は月3～4回程度			

賃金等		※令和8年4月実績		加入保険	健康保険 厚生年金 雇用保険 労災
	基本給	204,000	円	退職金	・ 福祉医療機構 ・ 道民間社会福祉事業職員共済
	特殊業務手当	10,200	円		
	民改費	15,000	円	賞与	4.50ヶ月（夏2.25ヶ月／冬2.25ヶ月） ※採用初年度は2.70ヶ月分 （夏0.50ヶ月／冬2.20ヶ月）
	資格手当	5,000	円		
	処遇改善手当	14,000	円		
	合計	248,200	円		
その他手当 (R8.4実績)	宿直手当	: 4,000円／1回			
	通勤手当	: 片道2km以上で実費支給（上限8,000円）			
	奨学金返済手当	: 10,000円／月（該当者に3年間を上限に支給）			
	寒冷地手当	: 51,700円～131,900円（毎年10月に支給）			

応募書類	履歴書、卒業見込証明書、成績証明書、資格取得見込証明書	試験内容	・ 書類選考 ・ 面接
応募方法	電話またはMailにてご連絡のうえ、上記応募書類を法人本部まで郵送してください。 書類確認後、面接の日程等について事務局より連絡いたします。		
人事担当	事務局長 寺田 充 [TEL] 01656-2-1554	[Mail]	bihukaikuseien.office-head@if-n.ne.jp

特記事項	・ 本業務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
	・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めます。
	・ このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。



児童指導員とは？

任用資格とは？

該当する職務に任用されることによって初めてその効力を発揮する資格です。

その職に就いていなければ、その職位を名乗ることはできません。

下記の条件を満たすと、児童指導員任用資格が得られます。

①大学、大学院、指定養成施設を卒業する

- 1) 四年生大学で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学を専修する学科を卒業する
- 2) 大学院で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学の修士号、博士号を得る
- 3) 都道府県知事の指定する養成施設を卒業する
※短期大学は大学卒業に含まれません

②高校卒（高卒認定試験合格を含む）、短大卒で児童福祉法に基づく事業で2年且つ360日以上の実務経験を積む

③高校を卒業していない場合は、児童福祉法に基づく事業で3年且つ540日以上の実務経験を積む

※②、③の児童福祉法に基づく事業とは…

- 第一種社会福祉事業（児童養護施設、乳児院、障がい者入所施設など）、
- 第二種社会福祉事業（放課後デイ、保育所、幼保連携型認定こども園、児童発達支援事業、障がい児通所支援事業など）

④教員免許を取得

⑤社会福祉士、または精神保健福祉士の資格を取得